

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	母子保健課
委 託 業 務 名	産後ケア事業
委 託 業 務 場 所	実施機関等
概 要	母子保健法第17条の2に基づく産後ケア事業（短期入所型・通所型・居宅訪問型）を実施する。
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	短期入所型 1回あたり41,500円 通所型 1回あたり17,000円 居宅訪問型 1回あたり8,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 滋賀県栗東市糺一丁目10番7号 〔名 称〕 一般社団法人滋賀県医師会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	産後ケア事業は、出産後1年以内の母子が利用することから、より身近な場で利用できる体制を整えておく必要がある。このことについて、令和7年度から、滋賀県内の医療機関等での産後ケア事業の実施を可能とすることを目的に、滋賀県内19市町と一般社団法人滋賀県医師会の集合契約を締結しており、これに参加することにより、利用者の利便性の向上を図ることができることから、一般社団法人滋賀県医師会を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。